

本庄市

第10次高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画



令和6年3月
本庄市

1 計画の策定にあたって

計画策定の目的

本計画は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えつつ、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護保険制度の改正に対応した施策を定めるものです。

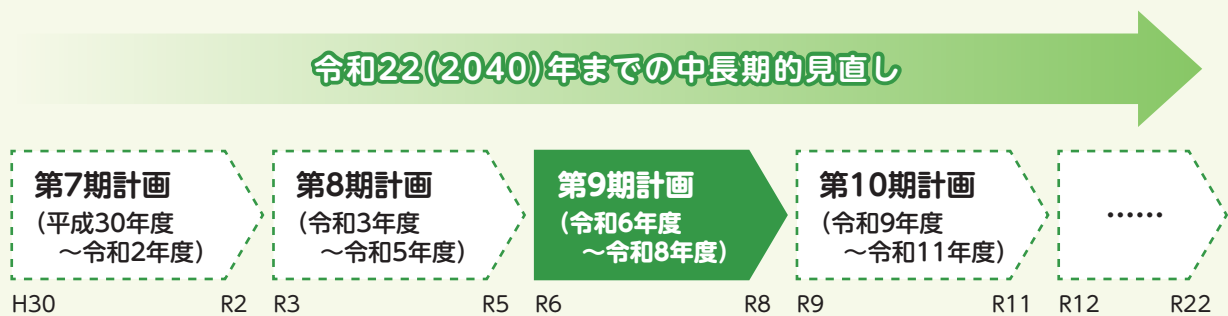
計画の位置付け

本計画は、「市町村老人福祉計画」及び「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者福祉施策の総合的指針として位置付けられる、「本庄市総合振興計画」及び「本庄市地域福祉計画」を上位計画とし、「本庄市障害者計画」等、本市が策定する他の計画との調和を図って策定しています。

計画の期間

本計画の期間は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間です。

図表 計画の期間



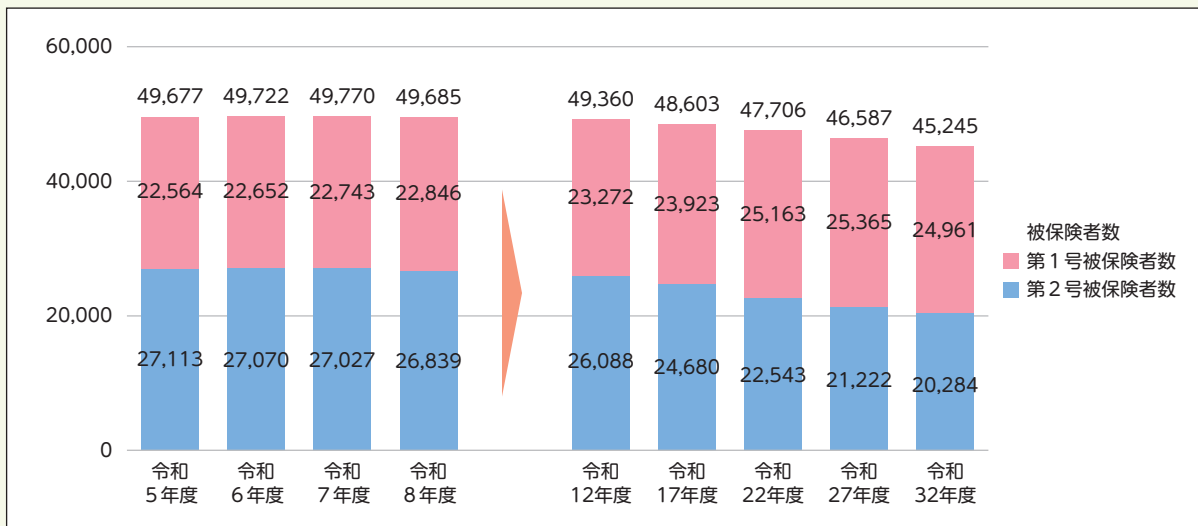
2 被保険者数の推計

第9期計画期間における被保険者数を次のとおり見込みます。

本市の第1号被保険者*¹数は令和8年度まで微増で推移し、令和12年度以降も増加傾向が続くと見込まれます。なお、第2号被保険者*²数は微減で推移し、さらに減少傾向が続くと見込まれます。

図表 令和5年度から令和32年度までの被保険者数の推計

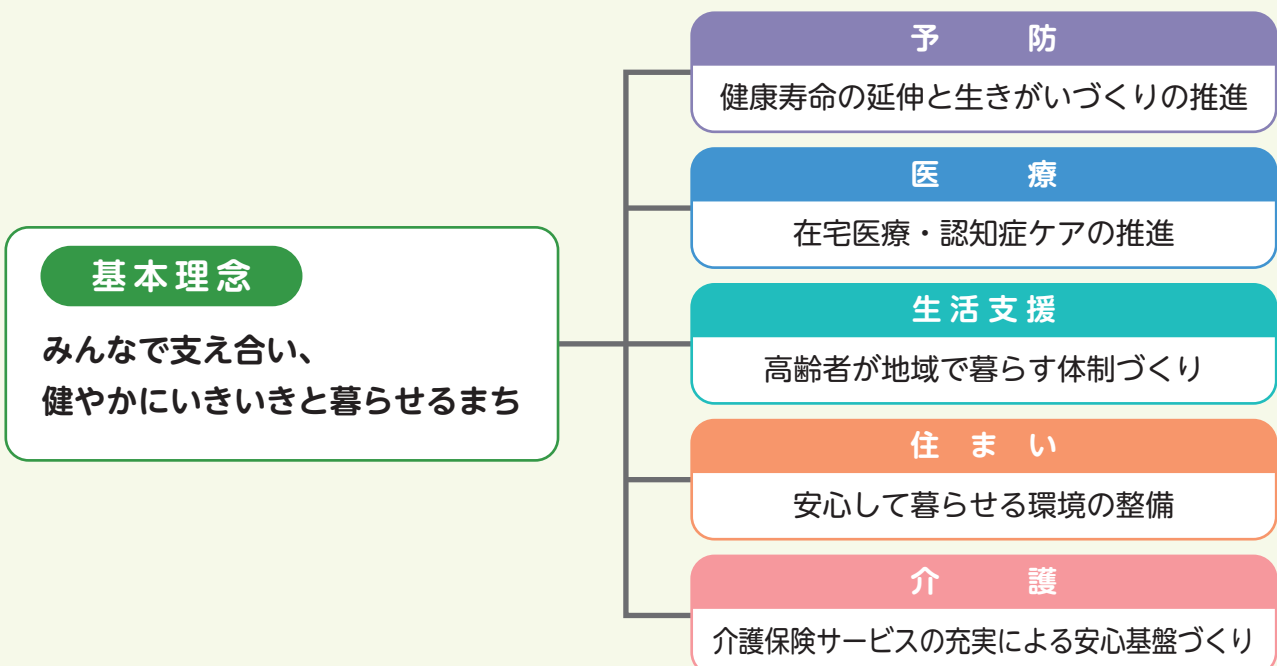
単位：人



資料：国立社会保障・人口問題研究所の推計より算出。

3 計画の施策体系

本計画では、第8期計画までの考え方を継承しつつ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、「みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち」を基本理念に定めます。また、5つの部門別方針を設定し、高齢者の福祉に係る施策の総合的な推進を図ります。



*¹ 65歳以上の方 *² 40歳から64歳までの医療保険加入の方

2 部門別の施策

予 防 健康寿命の延伸と生きがいの推進

- ・高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防と健康づくりを推進します。
- ・地域の通いの場等高齢者の活動を支援し、健康づくりや生きがいづくりを推進します。
- ・高齢者がそれぞれの経験やスキルを生かしながら、社会の担い手として活躍することができるよう支援します。

■ 主な取組

1 介護予防の推進と健康づくり施策との連携強化

- 各種検診の実施と受診勧奨
- はにぼん筋力トレーニングの開催
- サポーター養成講座の開催
- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 介護予防ケアマネジメント
- 保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた体制の整備

3 社会参加の促進

- シルバー人材センターへの支援
- 多様な就労の促進
- 地域のボランティア活動の支援
- ボランティアポイント制度に関する検討

2 生きがいづくりの推進

- 市民総合大学の充実
- 公民館事業の充実
- 生涯学習関係団体との連携
- 高齢者スポーツの推進
- 老人福祉センターの活用
- シニアクラブ連合会(老人クラブ連合会)の活動支援
- 保育所世代間交流事業
- 通いの場への支援



- ・医療と介護を必要とする高齢者を地域で支えるため、医療と介護の多職種による連携を進めます。
- ・高齢者が自分らしい最期を迎えることができるよう、看取り介護の体制強化に取り組めます。
- ・認知症の人とその家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、認知症に関する普及啓発や支援体制の構築を進めます。

■主な取組

1

在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療・介護連携推進協議会の開催
- 在宅医療連携拠点の運営
- 医療・介護関係者の定期的な研修・意見交換
- 地域包括支援センターの活用
- 在宅医療に必要なサービスの整備

2

看取り介護への対応

- ACP「人生会議」の普及啓発

3

認知症関連施策の充実

- 認知症の早期発見・早期対応
- 認知症初期集中支援事業
- 認知症地域支援・ケア向上事業
- 認知症の人を見守るネットワークの構築
- 認知症サポーターの養成講座の開催と認知症の人やその家族のニーズと支援をつなぐ仕組みの整備
- 徘徊高齢者や家族への支援
- 徘徊高齢者等SOSネットワークに基づく高齢者の見守り
- 権利擁護が必要な高齢者の把握
- 高齢者の権利擁護の啓発
- 成年後見制度の利用促進
- 成年後見サポートセンターにおける相談と利用支援
- 法人成年後見事業
- あんしんサポートねっと(福祉サービス利用援助事業)



- ・高齢者の在宅生活を支援するため、多様なサービスを提供できる体制整備や、住民同士の支え合い活動の推進及び高齢者がその活動の担い手として活躍できる地域づくりを推進します。
- ・家族介護者・ケアラー支援の充実を図ります。
- ・成年後見制度等高齢者の権利を守るための取り組みを推進します。

■主な取組

1

生活支援サービスの体制整備

- 生活支援体制整備事業の推進
- 民間事業者との連携による支援体制の整備

2

在宅生活の支援

- 訪問介護(事業者指定)
- 訪問型サービスA
- 訪問型サービスB
- 訪問型サービスC
- 訪問型サービスD
- 通所介護(事業者指定)
- 通所型サービスA
- 通所型サービスB
- 通所型サービスC
- 栄養改善を目的とした配食
- 住民ボランティアなどが行う見守り
- 訪問型・通所型サービスの一体的提供
- 高齢者生活支援短期入所事業(ショートステイ)
- 緊急通報システム事業
- 高齢者入浴料助成事業
- 福祉電話設置
- 要介護高齢者訪問理美容サービス事業

3

家族介護者への支援

- 介護者リフレッシュ事業
- 要介護者紙おむつサービス事業
- 要介護高齢者介護手当支給
- 家族介護慰労金支給

4

支え合いの地域づくりの推進

- 高齢者による地域の支え合い活動への参加促進
- 人材の組織化の促進
- 心配ごと相談事業
- 敬老意識の啓発
- 社会教育などによる福祉教育の推進
- 高齢者世帯等安否確認事業
- 自治会による見守り活動の支援
- ふれあいいきいきサロン支援事業
- 友愛通信事業
- ほんじょう助け合いサービス(在宅福祉有償家事援助事業)
- ボランティア活動事業

5

成年後見制度の利用促進に向けた取組

- 成年後見サポートセンターにおける相談と利用支援【再掲】
- 法人成年後見事業【再掲】
- あんしんサポートねっと(福祉サービス利用援助事業)【再掲】



住まい 安心して暮らせる環境の整備

- ・高齢者の状況に応じた住まいの情報提供や、必要な施設整備に取り組めます。
- ・公共交通の維持・確保を図り、安全な移動手段の確保に努めます。
- ・防犯・防災に対する意識啓発や住民同士の連携体制の強化を図り、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

■ 主な取組

1

多様な住まい方の支援

- 高齢者世帯等の優先入居制度
- 市営住宅の安全の確保
- サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームの適正な整備
- ケアハウスの確保

2

高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 公共交通の維持・確保
- 公共交通におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進
- 道路の整備

3

防犯・防災対策の推進

- 防災訓練の実施
- 備蓄や情報通信基盤の確保
- 自主防災組織等への支援
- 福祉避難所の設置
- 避難行動要支援者避難支援制度の推進
- 災害に対する具体的計画、避難訓練、物資の備蓄等の指導
- 防犯対策の強化
- 自動通話録音装置の貸出し
- 交通安全教室の開催
- 交通安全施設の整備

介護 介護保険サービスの充実による安心基盤づくり

- ・介護保険サービスが安定的に確保・供給されるよう、必要なサービスの整備を進めます。
- ・介護サービスの質の維持・向上のため、介護現場の業務改善活動等に継続的に取り組み、介護人材の定着を図ります。

■ 主な取組

1

介護保険サービス基盤の整備

- 居宅サービスの充実
- 施設・居住系サービスの充実
- 地域密着型サービス事業所の適切な運営

2

サービスの質の向上

- ケアプラン(介護支援計画)の確認指導
- 住宅改修などの点検
- 集団指導
- 研修の充実
- 介護支援専門員の支援
- 委託認定調査の状況チェック
- 介護と医療情報との突合
- 運営指導
- 苦情への対応

3

情報提供・相談体制の充実

- 地域包括支援センターの情報提供体制の充実
- 地域の組織や団体への情報提供
- 多様な情報媒体の活用
- 福祉総合相談窓口(福祉の困りごと相談窓口)

4

低所得者対策の推進

- 社会福祉法人などによる利用者負担の軽減対策
- 利用者負担金助成事業

5

介護人材の確保

- 市民向け研修の実施
- 外国人介護人材の受入れ支援
- 事業者向け研修の実施
- 介護人材の確保

5 介護保険料

第9期計画期間では、第1号被保険者の負担割合は介護保険給付費の23%になります。

介護保険料は、計画期間中の介護保険サービスの見込額を推計して算定しています。介護保険料の上昇を抑えるため介護給付費準備基金の取り崩しを見込んだ結果、本市における第1号被保険者保険料基準額(月額)は5,450円となります。なお、実際の納付額は本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

6 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの中心的役割を担っています。

高齢者を支える身近な相談窓口として、地域住民の心身の健康と生活の安定のために必要な支援が行えるよう、センター機能の充実を図ります。

介護等のお困りごとについては、ぜひ最寄りの地域包括支援センターにご相談下さい。



地域包括支援センター名	電話番号	所在地
①本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会	0495-22-7088	本庄市銀座1-1-1
②本庄東地域包括支援センター 安誠園	0495-22-6262	本庄市本庄3-1-21
③本庄南地域包括支援センター シャローム	0495-23-9580	本庄市今井1251-1
④児玉地域包括支援センター	0495-73-1545	本庄市児玉町金屋1302-1

本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画 《 概要版 》

編集 本庄市 高齢者福祉課・介護保険課
TEL 0495-25-1111(代表)
FAX 0495-23-1963
URL <https://www.city.honjo.lg.jp>

※計画書本編は、本庄市ホームページに掲載しています。